

# 自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令について

令和 6 年 10 月  
環境省 自然環境局

## 1. 改正の趣旨

第 213 回通常国会において成立した、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和 6 年法律第 38 号。以下「CCS 事業法」という。）の一部の施行を踏まえ、二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案により、自然環境保全法施行令（昭和 48 年政令第 38 号。以下「令」という。）の改正を予定している。これを受け、自然環境保全法施行規則（昭和 48 年総理府令第 62 号。以下「規則」という。）の改正を行うものである。

## 2. 改正の内容

今般、CCS 事業法に新たに規定された試掘のための海底の掘削は、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号。以下「法」という。）に基づく沖合海底自然環境保全地域において、その自然環境の保全に影響を及ぼすおそれが高い。これらを特定行為（法第 35 条の 4 第 3 項）として、同項第 4 号に基づき令に追加する改正を行うところ、同条第 5 項に基づく許可基準等を次のとおり定めるため、規則を改正するものである。

- ① 沖合海底特別地区内において CCS 事業法に規定する試掘のための海底の掘削を行うことに関する許可申請書の記載事項
  - ・ 特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画
- ② 沖合海底特別地区内において CCS 事業法に規定する試掘のための海底の掘削を行うことに関する許可基準
  - ・ 次のいずれにも該当すること。
    - 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。
    - 当該特定行為を行う者が、当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視を継続的に実施できると認められる計画を有すること。
    - 当該特定行為に伴う海底の形質の変更が、行為を行う海底の区域及びその周辺の海域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- ③ 沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内において CCS 事業法に規定する試掘のための海底の掘削を行うことに関する届出書の記載事項
  - ・ 自然環境に及ぼす影響と、特定行為を行う海底の区域及びその周辺の海域におけ

## る当該特定行為の自然環境に及ぼす影響の監視に関する計画

### 3. 今後の予定

11月1日 公布

11月18日 施行